

岩手県告示第821号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨山田町長から次のとおり通知があった。

平成24年12月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 下閉伊郡山田町大沢地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年11月19日から平成25年3月15日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び3級水準測量）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 下閉伊郡山田町山田地内及び織笠地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年11月19日から平成25年3月15日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、地区界測量及び街区確定測量）